



みどり 水土里ネット 大井川だより

令和2年7月1日発行 第62号

大井川土地改良区
〒427-0042
静岡県島田市中央町30-2
☎ 0547-37-7151
FAX 0547-37-1220



Eメール oigawa@fancy.ocn.ne.jp
ホームページ <http://www.ooigawa-yousui.jp>

大井川用水が志太榛原地域と小笠地域へ 向かう最初の分岐点！



神座分水工（島田市神座）※向かって、右側が志太榛原地域に流れていく用水。

目次

ごあいさつ	2～3
会計報告	4～5
事業報告	6
お知らせ	7～8



令和2年3月31日現在 組合員数 9,957名 地区面積 2,827ha

ごあいさつ



大井川土地改良区
理事長 内田幸男

組合員並びに関係の皆様方におかれましては、益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。日頃より大井川土地改良区の運営、並びに事業推進に一方ならぬご理解、ご支援を賜りまして心より厚く感謝申し上げます。

今年の2月から新型コロナウイルス感染拡大が問題となり、感染拡大防止対策のため昨年度の第70回の通常総代会が土地改良区の歴史上で初めての書面議決により行われ、さらに新型コロナウイルス感染拡大が進む状況での新年度を迎えることになり記憶に残る新年度のスタートとなりました。

さて昨年の10月、日本に上陸した台風19号の記録的な大雨による浸水被害が発生いたしました。地域全体から見れば水に恵まれた1年となりました。

近年、こうした地球温暖化による気候変動によって局所的・集中的な豪雨が発生したり、日照りが続いたりというアンバランスな気候に悩まされ多くの農作物の収穫量に影響がでることが危惧されております。

このような背景での、リニア中央新幹線のトンネル工事による大井川流域の流量等の減水問題は、組合員の皆様へ農業用水を安定供給する大井川土地改良区としては大きな課題であり、営農される組合員に支障がないことを前提に、静岡県、8市2町、利水者11団体で構成されている大井川利水関係協議会としてJR東海と交渉を行っておりますが、いまだ結論に達していません。

しかしながら、大井川の水は地域に流れる「命の水」であり、農業ばかりでなく地域の産業や日常生活と一体となった大切な水でもあります。

今後も、大井川の水を利用している者同士が、水の大切さをお互いに共有し、気を引き締め、リニア減水問題に取り組んで参りたいと考えております。

こうした出来事とおして、地域における土地改良区の果たす役割と責任の重さをひしひしと感じた1年でもありました。

また、昨年度は、伊太・細島の水力発電に加え、藤枝市源助地先の志太幹線余剰地を活用して太陽光発電を建設し、10月より順調に稼働しております。

こうした発電による売電益を土地改良施設の維持管理費に充当をすることで、経費の軽減を図っております。

最後に、今年1年が天候に恵まれ、豊穰の秋を迎えられるよう、また組合員の皆様方におかれましては、日々、ご健勝にてご活躍いただきますことを心よりご祈念申し上げます。

第70回 通常総代会

令和2年3月24日(火) 於：大井川土地改良区

本総代会は、新型コロナウイルス感染防止対策として、書面による議決方式を取り、議長及び議事録記名人並びに役員にご出席いただき、本総代会を縮小して開催いたしました。



議 事

- ・平成30年度一般会計・特別会計事業報告及び決算報告について
 - ・太陽光発電事業積立基金に関する規程の制定について
 - ・令和元年度一般会計・特別会計補正予算について
 - ・令和元年度一般会計の予算繰越事業の承認について
 - ・過年度未収賦課金の不納欠損処分承認について
 - ・規約の一部改正について
 - ・総代選挙規程の一部改正について
 - ・役員選挙規程の一部改正について
 - ・会計細則の全部改正について
 - ・大井川用水伊太発電所施設特別会計引当金・積立金規程の一部改正について
 - ・細島発電所施設特別会計引当金・積立金規程の一部改正について
 - ・令和2年度一般会計・特別会計予算について
- 以上上程された議案については全て書面により承認、可決されました。

ごあいさつ



関東農政局
西関東土地改良調査管理事務所
所 長 澤田真之

大井川土地改良区の皆様には、日頃より農業農村振興に向けた各種施策の推進に格段のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

また、国営大井川用水農業水利事業で整備された農業水利施設につきまして、適切な施設の運用や維持管理をしていただき心より感謝申し上げます。

さて、令和2年3月31日に新たな食料・農業・農村基本計画が閣議決定されました。

我が国の食料・農業・農村は、人口減少に伴う国内マーケットの縮小、農業者の減少・高齢化の深刻化、日米貿易協定等の新たな国際環境、頻発する自然災害や家畜疾病等の発生、さらには新型コロナウイルス感染症など、新たな課題に直面しております。

新たな基本計画は、我が国の食料・農業・農村が次世代へと持続的に継承され、国民生活の安定や国際社会に貢献していくための今後10年間の農政の指針となるものであり、関係府省や地方公共団体、生産者、

消費者、事業者、関係団体等の中で連携・協働しながら、食料・農業・農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとしております。

当事務所においても関係する皆様方と連携して関連施策に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご支援とご協力をお願い申し上げます。

結びに、大井川土地改良区の皆様のご一年のご清祥と豊穰を祈念申し上げまして、挨拶の言葉とさせていただきます。



志太榛原農林事務所
所 長 望月辰彦

日頃より、静岡県が進める農業農村整備事業の推進に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。大井川用水につきましては、昨年は記録的少雨により組合員の皆様方に大変なご苦労をおかけしましたが、本年は大井川の流況も良く、順調な農作業を進めている所だと思えます。

さて、大井川用水関連施設は、国営造成施設等の更新事業が平成29年度に完了し、その他県営造成施設につきましてもストックマネジメント事業等により、用水施設の改修工事を進めてまいりました。本年度は、青木頭首工の改良工事の他、改良区管理の黒石川7号水門等の機能診断・機能保全計画業務を策定し、計画的な改修工事により用水の安定供給に努めてまいります。

今後も農業者の減少が予想される中、農業生産の維持・発展や農村環境の保全のためには、基盤整備及び集積・集約化による生産効率の高い農地の確保、ICT等を活用した農業の省力化が不可欠となります。豊かな農業農村を次世代に継承していただくために、関係機関や土地改良区の皆様方と一丸となって農

業基盤整備を着実に進め、生産力強化に取り組んでまいりますので、これまで以上に御支援と御協力をお願い申し上げます。

令和元年度 大井川土地改良区功労者表彰

本年、永年にわたり総代及び水利管理人を務められた18名の方々が表彰されました。

長い間、当土地改良区にご尽力をいただき、心から感謝申し上げます。

総 代		
地区	氏 名	期間
六合	齋藤 正幸	12年
静浜	池ノ谷 武	12年
吉永	杉本 勝巳	12年
川尻	大石 高行	12年
住吉	岸端 梅夫	12年

水利管理人					
市町	氏 名	期間	市町	氏 名	期間
島田	杉村 章男	12年	焼津	山下 武久	12年
島田	立林 盛明	12年	焼津	長房 完治	12年
島田	殿村 格郎	12年	焼津	小野田義輝	11年
島田	原 信雄	10年	焼津	村松 新次	13年
藤枝	大畑 逸男	13年	吉田	大石 清志	12年
藤枝	大畑 茂夫	13年	牧之原	須藤 優	12年
藤枝	吉田 喜昭	12年			

会計報告

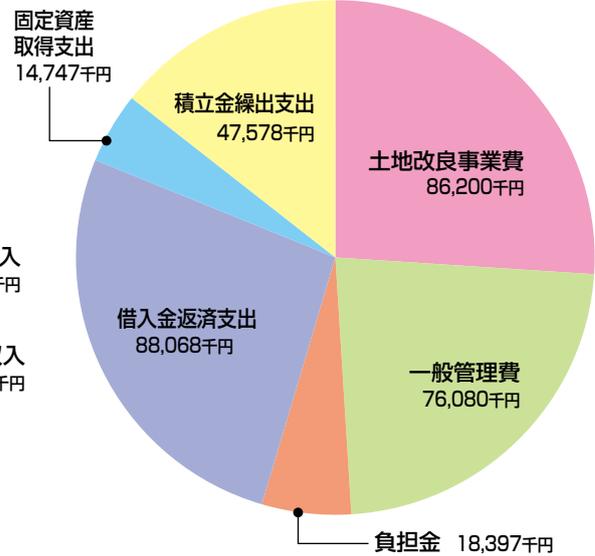
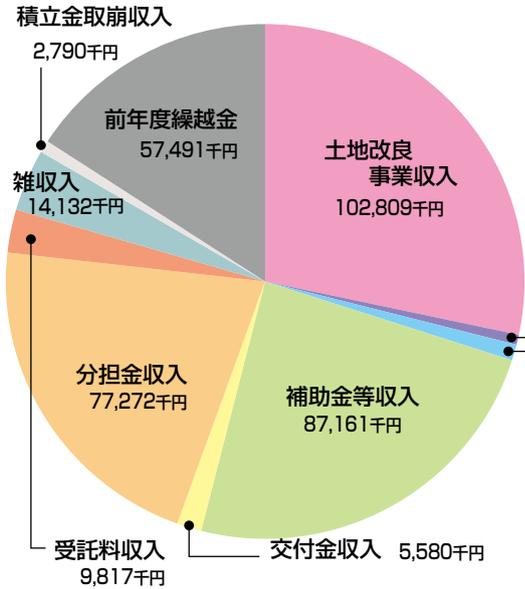
(平成30年度決算・令和2年度予算)

平成30年度一般会計決算

【収入】 362,974千円

【支出】 331,070千円

(次年度繰越金) 31,904千円



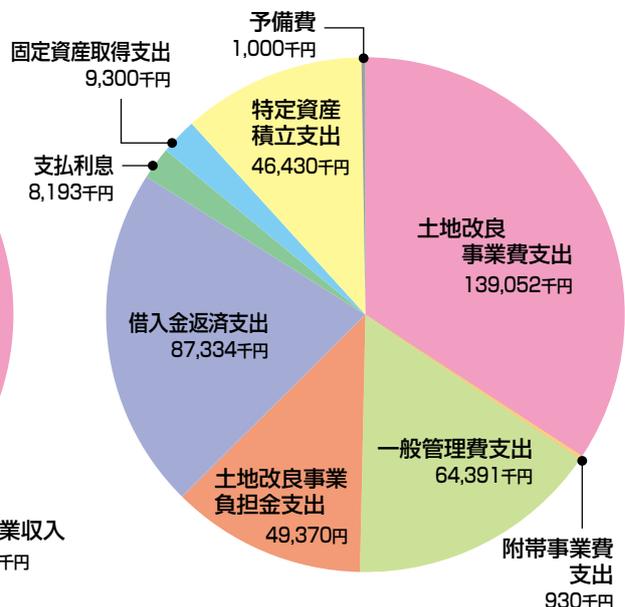
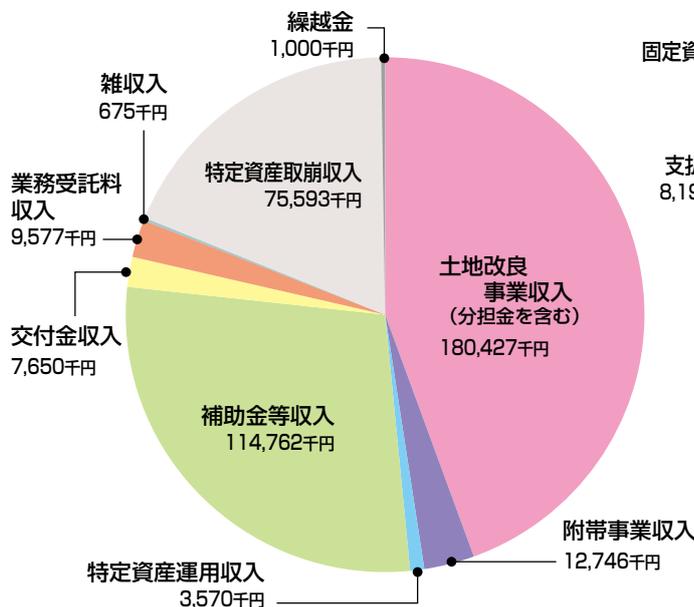
- 土地改良事業収入は、賦課金・農地転用決済金等です。
- 補助金等収入・交付金収入は、県や市町からの補助金・交付金などです。
- 分担金収入は、国・県営事業負担金の借入金償還元金です。
- 積立金取崩収入は、財源不足額を積立基金から取崩したものです。

- 土地改良事業費は、施設の修繕工事費や維持管理費などです。
- 一般管理費は、事務管理経費や役職員人件費などです。
- 負担金は、県営事業に対する土地改良区負担金等です。
- 借入金返済支出は、国・県営事業負担金の借入金償還元金などです。
- 固定資産取得支出は、施設の施設の新設工事費です。
- 積立金繰出支出は、農地転用決済金等を積立基金に積立したものです。

令和2年度一般会計予算

【収入】 406,000千円

【支出】 406,000千円



- 附帯事業収入は、太陽光発電事業を含みます。

- 附帯事業支出は、太陽光発電事業を含みます。

平成30年度 伊太発電所施設特別会計決算

令和2年度 伊太発電所施設特別会計予算

この会計は、伊太発電所の運営の一切の経費に関するものです。

【稼働実績】

- 1 運転日数 347日（稼働率：95.1%）
 - 2 発電電力量 4,109千Kwh
 - 3 売電電力量 3,976千Kwh（発電電力量との差は自家消費量）
- （単位：千円）

区分	項目	金額	備考
収入	売電収益	124,540	売電単価 31.32円/kwh
	繰越金等	11,505	繰入金、前年度繰越金等
	計	136,045	
支出	運転直接経費	37,798	発電施設管理費
	交付金	51,053	大井川土地改良区 36,401
			大井川右岸土地改良区 9,904
			金谷土地改良区 3,982
			神座土地改良区 766
引当金	42,350	修繕・退職・湯水・建設改良各積立金	
計	131,201		
次年度繰越金	4,844		

【稼働見込】

- 1 運転日数 345日（稼働率：94.5%）
 - 2 発電電力量 4,300千Kwh
 - 3 売電電力量 4,022千Kwh（発電電力量との差は自家消費量）
- （単位：千円）

区分	項目	金額	備考
収入	売電収益	128,316	売電単価 31.9円/kwh
	繰越金等	204	前年度繰越金等
	計	128,520	
支出	運転直接経費	34,838	発電施設管理費
	操出金	40,300	大井川土地改良区 28,734
			大井川右岸土地改良区 7,818
			金谷土地改良区 3,143
			神座土地改良区 605
	引当金積立	53,282	修繕・退職・欠損調整・災害準備建設改良各積立金
予備費	100		
計	128,520		

平成30年度 細島発電所施設特別会計決算

令和2年度 細島発電所施設特別会計予算

この会計は、細島発電所の運営の一切の経費に関するものです。

【稼働実績】

- 1 運転実績 337日（稼働率：92.3%）
- 2 発電電力量 187千Kwh
- 3 売電電力量 179千Kwh（発電電力量との差は自家消費量）

区分	項目	金額	備考
収入	売電収益	6,573	売電単価 36.72円/kwh
	繰越金等	689	前年度繰越金等
	計	7,262	
支出	運転直接経費	3,745	発電施設管理費
	繰出金	917	交付金等特別会計繰出
	引当金	1,950	修繕・建設改良各積立金
	計	6,612	
次年度繰越金	650		

【稼働見込】

- 1 運転日数 342日（稼働率：93.7%）
 - 2 発電電力量 210千Kwh
 - 3 売電電力量 180千Kwh（発電電力量との差は自家消費量）
- （単位：千円）

区分	項目	金額	備考
収入	売電収益	6,738	売電単価 37.4円/kwh
	雑収入	102	前年度繰越金等
	計	6,840	
支出	運転直接経費	3,045	発電施設管理費
	繰出金	1,700	交付金等特別会計繰出
	引当金・積立金	2,045	修繕・建設改良各積立金
	予備費	50	
	計	6,840	

平成30年度 発電所施設交付金特別会計決算

令和2年度 発電所施設交付金等特別会計予算

この会計は、伊太発電所施設特別会計及び細島発電所施設特別会計から交付される金額の使途を明らかにしたものです。

（単位：千円）

区分	項目	金額	備考
収入	交付金	36,401	伊太発電所会計交付金
	繰入金	917	細島発電所会計繰入金
	繰越金等	11,704	前年度繰越金等
	計	49,022	
支出	工事費	14,496	用水路等修繕工事
	維持管理費	20,504	用水施設電気料等
	委託業務費	13,004	施設点検委託費等
	計	48,004	
次年度繰越金	1,018		

（単位：千円）

区分	項目	金額	備考
収入	繰入金	28,734	伊太発電所会計繰入金
		1,700	細島発電所会計繰入金
	繰越金等	1,002	前年度繰越金等
	計	31,436	
支出	工事費	11,265	用水路等修繕工事
	維持管理費	19,799	用水施設電気料等
	委託業務費	322	施設巡視委託費等
	予備費	50	
計	31,436		

令和元年度に実施した主な事業

■土地改良区単独事業

国営志太幹線用水路の管理用地を利用して、太陽光発電施設を設置しました。
売電収益を農業水利施設の維持管理費に充当することで、土地改良区の経費の節減が図られます。



藤枝源助発電所

設置個所 静岡県藤枝市源助379-8地先
 発電出力 278.16kw
 年間発電電力量 323,000kwh
 太陽電池パネル 単結晶パネル(305w×912枚)
 敷地面積 1,529㎡
 総工事費 55,300千円

■土地改良施設維持管理適正化事業

(単位：千円)

工事名	工事場所	事業費	工事内容
黒石川8号取水門整備工事	焼津市内	6,160	自動転倒堰（シリンダー）の整備等
坂部川崎線余水吐水門整備工事	牧之原市内	11,275	扉体、巻上機等の更新
五百間用水路安全施設整備工事	藤枝市内	5,390	転落防止柵（ガードパイプ）設置 L=186m

■県単独農業農村整備事業

(単位：千円)

工事名	工事場所	事業費	工事内容
稲川揚水機場ポンプ整備工事	藤枝市内	1,936	水中ポンプ（φ250mm）オーバーホール

本年度に実施する主な事業

施設名	事業区分	工事場所	施行内容
青木頭首工	県営水利施設整備事業 (基幹水利施設整備型)	藤枝市内	老朽化した頭首工の更新
中央用水路4号取水門	土地改良施設維持管理適正化事業	島田市内	老朽化した水門の更新
小石川7号取水門	農村地域防災減災事業 (団体営ため池等整備事業)	焼津市内	老朽化した水門の撤去
芝地幹線用水路	農村地域防災減災事業 (団体営農業基盤整備促進事業)	島田市内	安全施設の設置 L=510m
大官島用水路		焼津市内	安全施設の設置 L=430m

*** お知らせ *** 令和2年度 大井川土地改良区配水計画

土地改良法の一部改正に伴い、用水の適正な管理と配分調整ルールを定めるため、土地改良区では、水利使用規則に定められた頭首工ごとに利水調整規程を定めました。

この規程による配水ブロックごとの配水期間、配水量は、HPに掲載してあります。

大井川土地改良区

検索

みんなで守ろう「命の水」大井川用水

大井川用水は、地域の農業用水、生活用水などの大きな役割を果たしています。しかし、近年環境の変化やゴミ問題により下流部では通水に支障が出ています。

皆様にとって「命の水」である大井川用水が行き渡るように、イベントへの参加など川や水路をきれいに使ってもらえるよう広報活動にも取り組んでいます。

農業に携わる方はもちろん、地域の皆様の協力がこれからの大井川用水を守っていくことに繋がります。ご協力をよろしくお願いいたします。



新総代のご紹介

任期満了による総代選挙（告示：令和元年12月10日、選挙：令和元年12月19日）が行われ、全ての選挙区において定数と同数の立候補があり、全員無投票当選が決定しました。

なお、今回の選挙は平成30年度に土地改良法が改正され、新たな総代選挙規程による選挙を実施いたしました。

■ 総代 95名 任期 4年（令和2年1月9日～令和6年1月8日）

第1区	第2区	第3区	第3区	第4区	第5区
島田地区	青島地区	和田地区	相川地区	神戸地区	坂部地区
杉村 捷一	田中 豊	橋ヶ谷源吾	大石愨太郎	高木 市男	良知 鐘雄
北川 勝	大畑 傳藏	古井 優	滝井 真司	大石 民雄	浅倉 敏道
太田 登	磯部 利彦	稲森 正和	法月 重美	和田 鐵男	村田 正弘
立林 盛明	鈴木 幸男	稷田 祐一	九門 良一	大幡地区	石神 陽司
大長地区	山崎 繁	太田 雅明	岩ヶ谷勇喜	桑高 茂夫	細江地区
萩原 勝美	大洲地区	大富地区	村田 辰男	片岡地区	中山 博雄
天野 弘	朝比奈光治	飯塚 庄市	静浜地区	大石 祐次	大石 武久
大津地区	田森 明	鈴木 達男	池谷 弘志	杉本 篤	
金澤 隆夫	岡村 龍行	飯塚 友行	増田 敏昭	吉永 錦司	
杉浦 秀男	中村 庄助	芳村 一雄	加藤 廣美	住吉地区	
六合地区	大畑 文孝	塚本 勝	杉本 芳郎	岸端 梅夫	
齋藤 正幸	高洲地区	野田 保則	吉原 敏	大石 悦正	
鈴木三喜夫	松浦 恒雄	村松 廣次	吉永地区	川尻地区	
杉山 栄	池谷 功三	竹島 栄	杉本 勝巳	杉本 克行	
櫻井 宗男	松浦 東平	豊田地区	石間 義二	藤田 三郎	
曾根 健治	石上 節男	中嶋 一博	澁谷 泰生		
初倉地区	杉村 利夫	藪崎 昌之	大石 雪夫		
田代 高嘉	西益津地区	亀山與喜郎	山田 衛		
大塚 忠	池田 久男	小川地区			
平井 誠	中西 一利	長谷川和寿			
中村 邦雄	原田 清久	加茂 一男			
池田 廣行	藤枝地区	焼津地区			
池谷 俊裕	池谷 眞吉	甲賀 喜晴			
白石 雅行	広幡地区	東益津地区			
	米村 東一	村松 恭二			
	久保田 稔	岡村 清志			

※総代には重要事項の決定に参画して頂き、又、毎年開催される総代会は、土地改良区の最高議決機関であります。

新総代の皆様、宜しくお願いたします。

令和3年度採用職員
を募集します。

- 募集職種 事務職1名：一般事務及び会計事務
技術職1名：農業用水配水操作及び用水施設維持管理業務
- 応募資格 高卒以上、25歳以下（平成7年4月2日以降に生まれた人）
- 試験日等 詳しくはホームページをご覧ください。



本年度賦課金の納期限は8月5日(水)です。

- *口座振替納付を指定の方は、前日までに指定口座の残高確認(又は入金)をお願いします。
- *残高不足等、諸事情により振替できなかった場合は、令和2年8月31日(月)に再振替を行います。

賦課金の納入について

- *賦課金が納入期限までに納入されない場合、10月1日を以って督促状を送付して早期納入を促します。
- *督促状発送後も納入されない方には、延滞金が加算されますので、ご注意ください。

賦課金
とは？

- ・賦課金は、田んぼに、水を供給するために必要な施設(幹線水路等)の年間にかかる維持管理費など土地改良区の運営費に充てられます。
- ・改良区の土地台帳を基に4月1日現在の面積に応じて組合員の皆様にご負担いただいているものです。
- ・耕作の有無に関わらず土地改良区に届出がされていれば、賦課金の対象となります。

よくある質問 /

Q1 田んぼをやっていませんが払わなければなりませんか？

大井川土地改良区の受益地である限り、用水の供給を受ける権利があることから耕作の有無に関わらず賦課金の対象となりますのでご理解をお願いいたします。

Q2 田んぼを貸してあるのですが賦課金はどうしたらよいですか？

基本的には土地所有者に賦課金の納付義務がありますが、貸借の場合、当事者同士が了解の上であれば賦課金の納付者を変更することができます。変更する場合は下記の届出をお願いします。

賦課金の納入は口座振替が便利でお勧めです

口座振替により、土地改良区又は各取扱金融機関の窓口に行って納入する手間が省けます。また、納入忘れも防げます。

- | | | | |
|--------|-----------|------------|-------------|
| 取扱金融機関 | ◎県内農業協同組合 | ◎静岡銀行 | ◎スルガ銀行 |
| | ◎清水銀行 | ◎島田掛川信用金庫 | ◎しずおか焼津信用金庫 |
| | ◎静岡県労働金庫 | ◎静岡県信用漁連本所 | ◎ゆうちょ銀行 |

本年度の農地転用決済金は1㎡170円です

本土地改良区が管理している幹線用水路等の維持管理費は、賦課金等により賄っているため、農地転用等により受益地が減少すると、賦課金収入も減少し、その分、残った組合員への負担が過重になります。これを防ぐために、農地転用等により受益地から除外する際は、決済金が必要になります。これは、公共事業(道路等)による農地の転用についても同様です。

こんな時は必ず届出をお願いします

組合員の資格等の変更があった場合

- ◎農地の異動(売買・賃貸借・交換等)
- ◎農業者年金等による経営移譲
- ◎贈与・相続による名義変更
- ◎住所・口座振替の変更
- ◎田んぼを宅地・畑等に転用
- ◎公共用地(道路等)買収による転用
- ◎土地区画整理事業による転用



組合員資格得喪通知を提出してください

- ◎届出がない場合、賦課金は従来の内容で賦課されます。
- ◎用紙は土地改良区、各市町の農業委員会にあります。



ホームページから各種申請書類をダウンロードできます。
<http://www.ooigawa-yousui.jp>